

意見をお寄せください



計画名称	第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画および第4期青梅市特定健康診査等実施計画（案）
閲覧期間	1月5日（金）～18日（木）
対象	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する方、当該案件に直接的な利害関係を有する方
閲覧場所	保険年金課（市役所1階）、行政情報コーナー（市役所2階）、各市民センター、中央図書館、健康センター ※各施設の休館日は除く ※市ホームページでも閲覧可
提出方法	1月18日（消印）までに閲覧場所に備え付けの用紙（市ホームページからダウンロード可）に意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 ▷直接持参 ▷郵送…〒198-8701 保険年金課 ▷ファックス…☎22-3508 ▷電子メール…✉div1015@city.ome.lg.jp ※件名は「青梅市国民健康保険データヘルス計画および青梅市特定健康診査等実施計画への意見」としてください。
意見への対応	受け付けた意見は、個人情報を除き、市の考え方を付して、市ホームページ等で公表します。意見に対する個別の回答はできません。
問い合わせ	保険年金課給付係

空家等の適正な管理をお願いします



問 住宅課住宅政策係

令和5年12月13日から「特定空家」の前段階に相当する、「管理不全空家」が新設されました。

「管理不全空家」と認められる所有者に対しては、市から管理指針に即した指導を行います。指導してもなお、状態が改善しない場合には勧告となり、当該空き家の敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例が解除され、税金の軽減が受けられなくなります。

空き家等を所有または管理する方は、適正な管理を心掛けましょう。

詳細は市ホームページを参照ください。

特定空家

放置により次のような状態が認められる空き家

- ▷倒壊等著しく保安上危険となる恐れ
- ▷著しく衛生上有害となる恐れ
- ▷著しく景観を損なっている
- ▷その他周辺の生活環境の保全を図るのに不適切

管理不全空家

管理が行き届かず、放置すれば特定空家になる恐れのある空き家

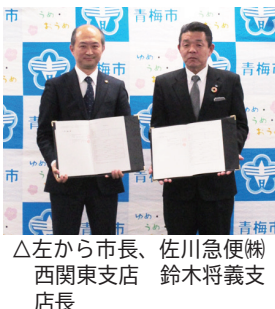
協定締結

問 防災課防災係

市では、地震や風水害などの災害発生時に備え、避難体制の整備等の対策を行うため協定を締結しました。

災害時における供給支援に関する協定

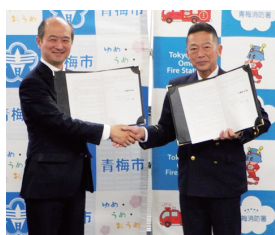
12月6日に佐川急便株式会社と協定を締結しました。この協定により、被災者への物資供給による生活の安定を図ります。



△左から市長、佐川急便株式会社 西関東支店 鈴木将義支店長

災害時における罹災証明書発行に関する協定

12月8日に青梅消防署と協定を締結しました。この協定により、円滑な被災者の生活再建支援を図ります。



△左から市長、青梅消防署 茂木 猛署長

令和6・7年度学校給食用物資納入業者の登録申請を受け付けます



問 学校給食センター藤橋調理場 ☎31-7832

対象 令和6・7年度における学校給食用物資の納入を希望する業者等  
申請書の配布場所

1月4日（木）から学校給食センター藤橋調理場（藤橋3-4）  
※市ホームページからダウンロード可  
申し込み

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添えて1月22日から郵送または直接学校給食センター藤橋調理場へ  
※土・日曜日、祝日を除く午前8時～午後4時30分

消費生活パネル展

問 市民安全課市民相談係

市民の生活に役立つ正しい情報、悪質商法による被害防止、エシカル消費や消費者相談室等の啓発に関するパネル展示やリーフレット等の配布を行います。  
期間 1月5日（金）～26日（金）  
会場 市役所1階ロビー

青梅市消費者相談室

消費生活相談員による相談を実施しています。トラブルにあったら、ひとりで悩まず、できるだけ早くご相談ください。  
☎22-6000（相談専用）  
相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～4時  
※毎月第2・4火曜日は午後6時まで

外出時の食品ロスを減らしましょう



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係  
まだ食べられるのに破棄されてしまう食材（食品ロス）は年間523万トンにもものぼり、国民1人あたりに換算すると、約114g（約お茶碗1杯分）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。食品ロスを減らすために、一人ひとりができることから始めましょう！

食品ロス削減のコツ～外食編～

- ▷食べきれない分だけ注文…小盛りのメニューを活用するなど、頼みすぎに注意しましょう。量や食材を確認しましょう。
- ▷お店の人に量や食材を確認して、自分が食べきれないかどうか判断…どうしても残ってしまった料理は、持ち帰りできるか聞いてみましょう。

※農林水産省の資料をもとに作成



青梅子ども110番の家登録者アンケートにご協力ください



問 教育総務課庶務係

青梅子ども110番の家登録者の皆さんへ12月に市教育委員会より子ども110番の家についてアンケートを送付します。今後の事業の参考としますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

青梅子ども110番の家とは

子どもたちが身の危険を感じた時等に駆け込めるよう、住宅や商店等を緊急避難場所として登録する事業です。



生産緑地地区都市計画変更図書の縦覧

問 都市計画課計画係

生産緑地地区を、1月1日付けで約123.21haから約117.04haに変更しました。この都市計画変更に伴う関係図書の縦覧を行います。生産緑地の所有者は、生産緑地を農地等として適正に管理することが義務づけられています。相続などに伴い、生産緑地の買取り申出等をする場合は、ご相談ください。

固定資産評価審査委員会委員に安藤さんが再任

問 文書法制課法制担当

令和5年12月24日付けで市固定資産評価審査委員会委員に安藤秀明さんが再任されました。任期は3年です。固定資産評価審査委員会は、土地や家屋などの固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服について、審査決定を行う機関です。